

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び島田市議会会議規則第85条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 令和8年度静岡縣市町議会議員研修会
 - (1) 派遣目的 令和8年度静岡縣市町議会議員研修会出席
 - (2) 派遣場所 静岡市
 - (3) 派遣期間 令和8年7月27日
 - (4) 派遣議員 全議員
- 2 令和8年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会
 - (1) 派遣目的 令和8年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会出席
 - (2) 派遣場所 牧之原市
 - (3) 派遣期間 令和8年8月6日
 - (4) 派遣議員 井上篤副議長
- 3 令和8年度静岡県中部四市議会議長協議会
 - (1) 派遣目的 令和8年度静岡県中部四市議会議長協議会出席
 - (2) 派遣場所 静岡市
 - (3) 派遣期間 令和8年8月10日
 - (4) 派遣議員 井上篤副議長
- 4 令和8年度静岡県中部四市議会議長協議会議員研修会
 - (1) 派遣目的 令和8年度静岡県中部四市議会議長協議会議員研修会出席
 - (2) 派遣場所 静岡市
 - (3) 派遣期間 令和8年8月10日
 - (4) 派遣議員 全議員